

鎌ご減第1949号
令和6年(2024年)9月11日

鎌倉市廃棄物減量化等推進員 各位

鎌倉市長 松尾 崇
(公印省略)

令和6年度(2024年度)第2回
鎌倉市廃棄物減量化等推進員会合の開催について(通知)

日頃より本市のごみ処理行政に格段のご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

標記のとおり、令和6年度(2024年度)第2回鎌倉市廃棄物減量化等推進員会合を開催しますので、お知らせいたします。

つきましては、裏面「令和6年度(2024年度)第2回 鎌倉市廃棄物減量化等推進員会合 開催概要」をご確認いただき、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、令和6年(2024年)7月に実施した第1回会合について、「令和6年度(2024年度)第1回 鎌倉市廃棄物減量化等推進員 会合 実施報告書」を送付いたします。

ご不明な点がございましたら、事務担当までご連絡ください。

【送付資料】

- ・令和6年度(2024年度)第1回 鎌倉市廃棄物減量化等推進員会合 実施報告書
 - ・戸別収集に係る質疑応答集(令和6年(2024年)9月現在)
 - ・令和6年度(2024年度)第1回 鎌倉市廃棄物減量化等推進員会合 資料一式(※)
- (※) 第1回会合の欠席者のみに送付

【事務担当】

鎌倉市 ごみ減量対策課 小島、吉田
電話：0467-61-3396(直通)
Email:gomi@city.kamakura.kanagawa.jp

令和6年度（2024年度）第2回 鎌倉市廃棄物減量化等推進員会合
開催概要

1 日時及び会場

いずれも同一議題であるため、ご都合のよい日程又は会場で開催する会合にご出席ください。なお、出席に関する事前連絡は不要です。

開催日	時間	会場
11月19日（火）	14:30～15:30	深沢学習センター 第2集会室
11月21日（木）	10:30～11:30	腰越学習センター 第3集会室
11月22日（金）	14:30～15:30	大船学習センター 第1集会室
11月23日（土・祝）	10:30～11:30	鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂
11月28日（木）	14:30～15:30	玉縄学習センター 第1集会室

※ 駐車場及び駐輪場の数に限りがありますので、公共交通機関での来場にご協力をお願いいたします

2 議題

- (1) 燃やすごみの戸別収集の実施について
- (2) 事業系ごみの資源化等について

令和6年度(2024年度)第1回
鎌倉市廃棄物減量化等推進員 会合 実施報告書

1 開催概要

令和6年度(2024年度)10月1日からの一部品目の分別変更及び戸別収集の導入検討について周知することなどを目的として、令和6年度(2024年度)第1回鎌倉市廃棄物減量化等推進員会合を実施しました。

開催日	時間	会場
7月18日 (木)	13時30分から 15時まで	鎌倉生涯学習センター 第5集会室 (24名)
7月19日 (金)	13時30分から 15時まで	腰越学習センター 第3集会室 (20名)
7月23日 (火)	13時30分から 15時まで	玉縄学習センター 第1集会室 (15名)
7月25日 (木)	13時30分から 14時まで	深沢学習センター 第1集会室 (18名)
7月25日 (木)	19時から 20時まで	鎌倉市役所第3分庁舎 講堂 (6名)
7月26日 (金)	13時30分から 15時まで	大船学習センター 第1集会室 (26名)
7月27日 (土)	10時から 11時まで	鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂 (11名)

2 令和6年10月1日からの一部品目の分け方・出し方の変更について

名越クリーンセンターの稼働停止に伴う、名越中継施設の整備及び燃やすごみの処理体制の変更により、令和6年10月1日から一部品目の分け方・出し方を変更することについて、説明しました。

【関連資料】

- 令和6年度(2024年度)鎌倉市廃棄物減量化等推進員の手引き P3~5
- 令和6年度(2024年度)鎌倉市廃棄物減量化等推進員会合
- 棒状・板状等粗大ごみ一覧

3 燃やすごみ戸別収集の実施について

クリーンステーション収集に伴う様々な負担の軽減及びさらなるごみの減量を目的として、令和7年4月から市内一部地区を、令和8年4月から全市を対象に、燃やすごみの戸別収集を実施することについて、説明しました。

また、排出場所及び排出方法について説明したほか、よくある質問を紹介しました。

【関連資料】

○燃やすごみ戸別収集の実施について

○戸別収集に係る質疑応答集（令和6年（2024年9月現在））

戸別収集に係る質疑応答集（令和6年（2024年9月現在））

戸別収集でのごみの出し方などについて

Q1. 道路に面した敷地内に排出とあるが、道路からすぐ門になるので排出場所がない。

A1. 排出場所については、個別に相談にのりますので市にご連絡ください。

Q2. ごみ箱は各世帯で準備することだったが、おすすめなどあれば教えてほしい。

A2. 市から指定はありません。ホームセンターやスーパーなどにも戸別収集の開始について周知するため、各世帯にあったものを購入していただければと思います。

Q3. ごみ箱が風で飛ばされることが考えられる。対応を教えてください。

A3. 2リットルのペットボトルに水を入れて、ごみ箱に入れておくなど各世帯でご対応をお願いします。

Q4. 収集時間は事前に告知してもらえるか。

A4. 一度コースを覚えれば、収集時間は一定になると思われませんが、何時に収集しますとお知らせすることは難しいです。

Q5. 戸別収集になれば夕方までずっと生ごみを家の前に置いておくことになるのか。

A5. エリアによっては開始当初そういうところもあると思われませんが、中継施設などに持ち込む時間が決まっているため、基本的には15時30分までに収集する予定です。

Q6. 狭い道もあると思うが、すべて大型車両が収集するのか。

A6. 狭隘地区については、軽車両での収集を予定しています。

大型車両についても、ある程度狭い道を通ることもあると思われませんが、侵入できない場合は停車可能な位置まで入り、収集員が歩いて伺います。

Q7. 有料袋はどうなるのか。

A7. 有料袋は現行どおり「燃やすごみ」と「燃えないごみ」で使用していただきます。

Q8. 店舗兼住宅の方がルールを守っていないことが多い。戸別収集になったらそういったことは減ると思うが、何かあったら市から指導してくれるのか。

A8. 新たに事業系有料袋を作成して、事業活動は事業系有料袋、家庭系は現行の有料袋で排出していただきます。

ルールが守られていないことがありましたら、市から指導しますのでご連絡ください。

クリーンステーション・ネットボックスについて

Q9. 従来どおりクリーンステーションにごみを出すことが可能と聞いたが、その通りか。

A9. まずは燃やすごみから戸別収集を開始します（令和7年度に1万世帯、令和8年度に全市）。

クリーンステーションの継続利用については、利用者全員の同意があれば引き続きご利用いただける制度として検討しています。

Q10. クリーンステーション収集に係る負担の軽減のための戸別収集という説明だが、利用者全員の同意を取るためにそこで住民間のトラブルが発生する恐れがある。

利用者全員の同意が得られなくてもクリーンステーションを使用できないか。クリーンステーション使用世帯のうち一部だけ戸別収集はできるか。

A10. 基本的には全員の同意が必要です。

Q11. クリーンステーションを引き続き利用するところがあれば、繁雑になるのでは。

A11. クリーンステーションの継続利用については、先行自治体の事例を参考にしています。他市の事例をみると、最終的に戸別収集に収束するところもあるようです。市としては原則戸別収集として進めますが、利用者全員の同意をもってクリーンステーションの継続利用ができるよう検討しています。

高齢化が進み、5・10年後に戸別収集にしたいと思う人もいないことから、時代の変化にあわせて対応してまいります。

Q12. クリーンステーションの問題で、燃やすごみが一番多いから戸別収集にするのでは？

A12. おっしゃる通りです。クリーンステーションの負担軽減のために、次に戸別収集への移行が必要であると思われる品目は、容器包装プラスチックであると考えています。

Q13. 既存のクリーンステーションは残るのか。その場合クリーンステーションに貼られている古い看板はどうなるのか。

A13. 戸別収集は、まず燃やすごみからであり、その他の資源物は引き続きクリーンステーション収集となるため、クリーンステーションは残ります。看板は、戸別収集に移行後、必要に応じて内容を変えていきます。

Q14. ネットボックスは輪番制のものと固定のものがあるが、これらはクリーンステーションにあたるのか。

A14. クリーンステーションにあたると思います。資源物などの収集においてクリーンステーション収集は継続するため、まだしばらくクリーンステーションは残ります。

Q15. ネットボックスの買い替えをするか迷っている。いつまでネットボックスを使うのか。

A15. 容器包装プラスチックなどでネットボックスを使っているかと思いますが、容器包装プラスチックがいつから戸別収集になるのかについては、現時点でお示しできません。

Q16. 戸別収集の開始後、クリーンステーションに燃やすごみが排出されたら対応するのか。

A16. 市にご連絡をいただければ収集します。続くようであれば、立ち番などを行います。

集合住宅について

Q17. 専用クリーンステーションのない集合住宅の排出場所について

A17. 専用クリーンステーションのない集合住宅については、戸別収集の品目専用の集積所を設置していただくよう、市からオーナー様に働きかけます。燃やすごみ以外の品目については、従来通りクリーンステーションに排

出させていただきます。

Q18. 新たに集積所を設ける集合住宅との調整はどのように行うのか。

A18. 郵送にて依頼し、オーナー様から排出場所の情報を市に提供していただく予定です。現地確認が必要なものについては、市が直接現地で調整を行います。

Q19. 集合住宅との調整は間に合うのか。また、戸別収集の実施までに間に合わない場合はどうするのか？

A19. 基本的には間に合う想定で作業を行いますが、調整が難しい場合は、個別に相談に応じる予定です。

その他の事項について

Q20. 戸別収集を実施する理由として高齢者のごみ出し労力の軽減とあったが、マンションにも高齢者が住んでいる。マンションも戸別収集にしてほしい。

A20. マンションで戸別収集を実施すると、玄関前の共用部である廊下に排出していただくこととなりますが、セキュリティが厳しく収集員が入れないことや、24時間排出可能なマンションもあるため、かえってサービスの低下に繋がることから、マンションでの戸別収集は行いません。

Q21. 予算、車、人はどのくらい増えるか。

A21. 令和8年度の全市実施で、収集経費は2.6億円増(※)、車は18台増、収集員は40人増となります。

(※) 有料袋の歳入を使わない場合

Q22. 全国での戸別収集の実施状況は？

A22. 神奈川県内では、大和市、藤沢市、葉山町、海老名市、平塚市(一部地域・可燃ごみ)、厚木市(モデル事業)が実施しており、東京都では、26市中25市で実施しています。